

家庭ごみの分け方・出し方

事業所のごみは一般家庭用の集積所に絶対出さないで下さい。

ごみ減量化作戦！
使い切る・食べきる・水を切る。

ごみは収集日の朝8時まで出してください。

燃やせるごみの日	びん・缶・ペットボトルの日			その他資源ごみ・燃やせないごみの日				粗大ごみの日
カレンダー表示(青)(黄)								
<p>生ごみを燃やすためにたくさん燃料を使います。(CO₂がたくさん出ています。)生ごみは、水分をよく切って出して下さい。</p> <p>①透明な袋を使用する ②燃やせないごみ(物)は入れない ③ホース、服などの長いものは50cm以下に切る ④草は袋に入れて出す</p>	<p>びん・建設資材などにリサイクル</p> <p>①中身はカラにして、軽くすすぐ ②にごみなどは入れない</p> <p>③プラスチック製のふたは燃やせるごみへ ④金属製のふたは茶色のかごへ(缶類)</p>	<p>金属製品などにリサイクル</p> <p>③乾電池は透明な袋に入れる</p>	<p>衣類・せんい・ペットボトルなどにリサイクル</p> <p>①ふたをはずして軽くすすぐ ②ラベルをはがし、はがしたラベルは燃やせるごみへ</p> <p>③ペットボトルのふたはリサイクルしますのでペットボトルのかごへ</p>	<p>プラスチック原料などにリサイクル</p> <p>③プラスチック製のふたは燃やせるごみへ</p>	<p>トイレットペーパーなどにリサイクル</p> <p>①紙パックは洗って開き、乾燥させて出す ②トレイは白色だけ(洗って乾燥させ、まとめるか透明の袋に入れて出す)</p> <p>※色付きトレイや模様がついているものは、燃やせるごみへ</p>	<p>リサイクル部品を回収して、残りは埋立</p> <p>①資源ごみ以外のもの ②食器や蛍光灯等のもの ③カミソリ、ガラス等の危険なものは紙などに「危険」と書いて出す</p>	<p>紙製品、ウエス、燃料などにリサイクル</p> <p>①新聞紙(チラシ含む)、段ボール、雑誌類、布に分け紙ひもなどで縛る、その他の紙(菓子箱、封筒、コピー用紙等)は袋に入れて出す ②廃食油はペットボトルか集積所の指定容器へ入れて出す ③家庭で剪定した枝や庭木は縛って出す ④発泡スチロールは壊さないで出す</p>	<p>選別、破碎後にリサイクル、埋立、焼却処分</p> <p>①ポリタンクの灯油は抜く ②ふとんやジュータンはひもで縛って出す</p> <p>※特定家庭用機器(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)は集積所に出さないで下さい</p>

収集できないもの

次のものは収集できませんので、ごみ集積所には絶対出さないで下さい。

① 特定家庭用機器

家電リサイクル対象機器は、法律によりリサイクルが義務付けられていますので、不要となったときは、販売店(買った店か買い替える店)などに引き取りを依頼して下さい。その場合、下記のリサイクル料金がかかります。

品目	リサイクル料金	備考
エアコン	2,625円(税込)	メーカーによりリサイクル料金が異なる場合があります。また、リサイクル料金のほかに、運搬料金が加算されますので依頼する販売店などに確認して下さい。
テレビ(液晶・プラズマ含む)	2,835円(税込)	
冷蔵庫	4,830円(税込)	
冷凍庫	4,830円(税込)	
洗濯機	2,520円(税込)	
衣類乾燥機	2,520円(税込)	

② 事業系一般廃棄物・引越しなどの一時多量ごみ

工場、事務所、商店、飲食店、旅館、病(医)院などの事業活動に伴って排出される事業系ごみや、引越しなどに伴う家庭からの多量ごみは、排出者が直接下記処理施設に搬入するか、町が許可した「一般廃棄物処理業者」に依頼して処理することになりますので、ごみ収集箇所には絶対出さないようにして下さい。

なお、排出者が直接処理施設に搬入したり許可業者へ依頼する際の分別方法については「家庭ごみの分け方・出し方」に従い、分別して搬入して下さい。

資源ごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ
 : 女川町クリーンセンター ☎0225-53-3549
 燃やせるごみ
 : 石巻広域クリーンセンター ☎0225-21-8953

③ その他のもの

品目	処理等の方法
パソコン	リサイクル制度が始まっています廃棄するときは、製造メーカーなどに申し込むことになります。詳しくは、製造メーカー又は、「パソコン3R推進センター窓口(03-5282-7685)へ問い合わせ願います。
オートバイ	廃棄する場合「廃二輪車取扱店」に依頼するか、「指定取引所」へ持ち込んで処理することになります。詳しくは「廃二輪車取扱店又は、「二輪車リサイクルコールセンター」(03-3598-8075)へ問い合わせ願います。
ガスボンベ、消火器、タイヤ、バッテリー、廃油、薬品など	販売店や取扱店などに依頼してください。
建設(築)廃材、ブロック、コンクリートガラ、土砂など	家屋などの解体、改築によるものは産業廃棄物の許可業者に依頼してください。
漁具・農具類、産業廃棄物	産業廃棄物の許可業者に依頼してください。

ごみ処理に関する問い合わせは、女川町クリーンセンター(電話53-3549)まで